

令和6年度 放課後等の子どもの居場所づくり推進事業実施委託仕様書

1 目的

本市では、全ての子どもが、心身の状況や置かれている環境等にかかわらず、その権利の養護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができるよう、当事者である子どもの意見を採り入れながら、放課後等において子どもが安全・安心に過ごすことができる居場所づくりの推進を図っているところです。

令和5年度、試行的な取組として、子どもたちへアンケート・意見交換会等を実施し、放課後等に子どもたちが居たいと思える居場所づくりを実施しました。今後、こうした居場所づくりを全市的に進めるためには、「子どもたちの声を反映させながら、継続的かつ効率的・効果的に取組を実施できる仕組み」（以下「仕組み」という。）が必要となります。

仕組みの構築に向け、令和6年度、様々な場所や手法で引き続き居場所づくりに試行的に取り組むとともに、取組ごとに効果検証及び課題抽出を行う予定です。本委託は、その居場所づくりの試行実施や、効果検証等の支援を目的として実施するものです。

2 履行場所

契約締結後、以下の（１）（２）それぞれについて、本市と協議の上で具体的な施設を決定する。

- （１）川崎市立小学校
- （２）川崎市こども文化センター

3 契約期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

4 業務内容

（１）仕組みの構築に向けた取組全体の企画設計

仕組みの構築に向け、本委託における居場所づくりの試行実施や、取組ごとの効果検証及び課題抽出に関する企画設計を行う。

受注者は、「2 履行場所」の具体的な施設や実施体制を含む全体実施計画の案（A 4 2枚程度、カラー、両面印刷）を契約締結後から10営業日以内に川崎市に提案することとし、案を基に、川崎市と受注者が協議の上、全体実施計画の決定を行う。

（２）地域の実態把握

学校や地域の団体等との対話や意見交換会等により、「2 履行場所」が属する地域の実態把握及び分析を行う。

なお、対象とする地域の設定については、川崎市と受注者が協議の上、決定する。

（３）子ども及び地域の団体等への意見聴取業務

本委託における居場所づくりの試行実施の設計に反映させるため、「2 履行場所」が属する子どもや地域の団体等への意見の聴取、分析を行う。

（４）試行実施に向けた場の環境整備

上記（３）において聴取した意見を採り入れながら、本委託における試行実施に向け

た、場の環境整備を行う。

「2 履行場所」は、普段は他の利用者が利用する場所であることから、本業務の実施において環境整備に必要な設備・備品等については、実施日ごとに搬出入を行い、原状復帰を行うこと。ただし、実施日ごとの搬出入が困難な設備・備品等の設置が生じる場合は、川崎市及び「2 履行場所」を管理する団体と協議し、保管場所等を決定することは可とする（ただし、個人情報が含まれる備品等は不可とする）。

さらに、履行場所の設備や備品等を使用する場合は、事前に川崎市及び履行場所の責任者と協議の上、履行場所の定める利用ルールに従い使用すること。

また、環境整備にあたっては、以下の業務を実施すること。

ア 必要な備品等のリストアップ・調達

イ 備品等の設置

ウ レイアウトの調整

※ イの実施にあたっては、事前に市の承諾を得たうえで実施すること。

(5) 居場所づくりの試行実施に関する企画調整・運営

上記(1)から(4)までを踏まえた、居場所づくりの試行実施に向けた企画調整と当日運営を行う。

試行実施に向けた企画調整にあたっては、「2 履行場所」を管理する団体及び見守り・運営を担う団体と、以下の項目をはじめとする必要な調整を行うとともに、利用者に対する実地でのヒアリングによる意見聴取、分析を行う。

ア 実施日時

イ 子どもや保護者等への広報手段・チラシの作成

ウ 当日の見守り人員の人数及び配置

エ 実地でのヒアリングの手法

(6) 課題抽出及び効果検証

本委託及び本市が令和6年度に試行的に実施する事業（計7か所程度）について、課題抽出及び効果検証を実施する。

課題抽出及び効果検証については、本委託における試行実施の結果に加え、本市が試行的に実施する事業を現地視察した上で、別途本市が提供する放課後等の子どもの居場所に関する取組のデータを整理・分析し、行うこととする。

(7) 報告書の作成

上記(1)～(6)の業務終了後、本市と協議しながら報告書を作成する。

5 契約期間

契約締結日～令和7年3月31日（月）

6 成果物

受託者は、本業務の履行期限内に下記成果物を納品すること。

(1) 報告書 1部（カラー印刷）

(2) 報告書のデータや各種経過資料等を収めた電子媒体（DVD等）1枚

電子媒体はウイルスチェックの上、ウイルスチェック証明書（任意様式）とともに納品すること。

(3) 業務完了届

7 業務の適正な実施に関する事項

(1) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と認めるときは、本市と協議の上、その一部を委託することができる。

(2) 個人情報保護業務に係る個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の本旨に従い、本市と十分に協議の上、適切に取り扱うこと。また、本委託業務の履行に伴い、又はこれに関連して知り得た業務上の情報を第三者に漏えいしないこと。

8 その他

(1) 受託者は、「4 業務内容」に掲げる業務実施方法や内容について事前に市と協議し、協議結果を踏まえて着手すること。

(2) 受託者は、本市が指定した期日までに関係書類を提出することとし、成果品の編集等については、本市と十分協議すること。

(3) 本市の所持する資料のうち、当該業務に必要な資料は別途貸与するが、丁寧に取り扱い、業務終了後は、速やかに返納すること。なお、貸与を受けた資料及び当該業務の成果は、許可なく外部に漏らしてはならない。

(4) 受託者は、国及び本市の関連法規等の内容も踏まえた上で、本市と綿密な協議を行いながら本業務を実施すること。

(5) 本委託業務に係る成果物等の著作権、所有権等の権利は、すべて市に帰属するものとする。また、本市は、成果物等のすべてについて、業務に必要な範囲で改変し、または二次利用する権利を有するものとする。なお、写真やイラストを用いる場合は、その著作権等に留意すること。また、この成果物については、2(4)の環境整備による設備・備品等も含めるものとする。

(6) 業務完了検査の結果、成果物に契約の内容に適合しないものがあることが発見された場合は、受託者は、本市の指定する期間内に修正を行い、再度検査を受けること。

(7) 自然災害や社会情勢等の変化により、実施内容等に変更が生じる場合や、中止となる場合には、本市と本委託に係る業務内容や契約金額等について再度協議を行い、変更契約等の手続を行うこと。

(8) この仕様書に定めのない事項、または不明な点がある場合は、本市の条例または規則に定めのある場合を除いて、その都度、両者協議の上で決定すること。